岩手県監査委員告示第11号

監査結果の公表(平成24年岩手県監査委員告示第35号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月5日

岩手県監査委員 髙 橋 元 岩手県監査委員 佐々木 大 和 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1(1) 監查対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成24年7月4日及び同月5日
 - イ 本監査実施日 平成24年8月30日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
福祉・介護人材処遇改善事業助成金の交付に当たり、請	福祉・介護人材処遇改善事業助成金の交付については、
求のあった日から著しく遅れて支出していたものが1件、	事務分担の見直しを図り、補助金及び負担金の支払事務全
157,718円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	般の「補助金負担金管理表」をネットワーク上に作成し、
	適正な事務の執行に努めることとした。

- 2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成24年7月10日及び同月11日
 - イ 本監査実施日 平成24年8月21日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、当初設計額の積算を誤っていたも	工事の執行については、当初設計額の積算誤りは変更設
のがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	計により精査した。
	今後、設計に当たっては十分なチェックを行い、適正な
	事務の執行に努めることとした。

- 3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成24年6月19日
 - イ 本監査実施日 平成24年8月6日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
許認可事務の執行に当たり、申請書の受付日から著しく	証紙収納額報告については、担当者以外の職員が受付状
遅れて収入証紙を収納しているものが13件、38,700円あっ	況及び事務の進捗状況を把握する等内部のチェック体制を
たので、適正な事務の執行に努められたい。	再構築し、適正な事務の執行に努めることとした。

4(1) 監查対象機関名 沿岸広域振興局土木部

(2) 監査実施日

- ア 予備監査実施日 平成24年6月13日及び同月14日
- イ 本監査実施日 平成24年8月6日
- (3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料及び海岸占用料の徴収に当たり、著しく	行政財産使用料及び海岸占用料の徴収については、管理
遅れて調定しているものが2件、86,074円あったので、適	一覧表を作成し、引継ぎを徹底することにより再発防止に
正な事務の執行に努められたい。	努めることとした。
証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より少なく報	証紙収納額報告については、平成24年9月5日に修正報
告しているものが65件、2,059,575円あったので、適正な事	告を行った。
務の執行に努められたい。	今後は、業務の進捗管理及び書類の整理に努めることと
	した。
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成して	資金前渡金の精算については、未提出の資金前渡精算書
いないものが4件、49,230円、支払完了後相当期間経過し	を全て提出し、メモを取って管理することにより再発防止
てから資金前渡精算書を提出しているものが9件、92,160	に努めることとした。
円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	